

議案第 4 7 号

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年総社市条例第 2 6 号）等の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

内閣府令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正
されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(最低基準の目的及び向上) 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の<u>もの</u>）について保育を行う場合<u>若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 2及び3 略	(最低基準の目的及び向上) 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の<u>者</u>）について保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 2及び3 略

改 正 後	改 正 前
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項第2号により同項の規定を適用する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項第2号により同項の規定を適用する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略

改 正 後	改 正 前
(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u> (7)～(11) 略 (保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状態等に応じた保育を提供しなければならない。 (小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 (職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「<u>看護師等</u>」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業</u>	(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) 略 (保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状態等に応じた保育を提供しなければならない。 (小規模保育事業の区分) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 (職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改 正 後	改 正 前
<u>所A型に勤務する理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 心理担当職員 (学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院において, 心理学を専修する学科, 研究科若しくはこれに 相当する課程を修めて卒業した者であって, 個人及び集団心理療法の技術 を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) 又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって, 障 がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものの いずれかに該当し, かつ, 子育てに関する知識及び経験を有する者 (以下 「特定理学療法士等」という。) を, 1人に限り, 保育士とみなすことが できる。ただし, 当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては, 当該 小規模保育事業所A型の保育士 (認定地方公共団体の区域内にある小規模 保育事業所A型にあつては, 保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係 る地域限定保育士をいい, 附則第8項又は第9項の規定により保育士とみ なされる者を除く。次項において同じ。) による支援を受けることができ る体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育 を行う場合には, 当該看護師等が保育を行うに当たって, 当該小規模保育 事業所A型の保育士 (前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除 く。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第32条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては, 当該小規模保育事業所 B型に勤務する<u>看護師等</u>を, 1人に限り, 保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては, 当該小規模保育事業 所B型に勤務する特定理学療法士等を, 1人に限り, 保育士とみなすこと ができる。ただし, 当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては, 当 該小規模保育事業所B型の保育士 (認定地方公共団体の区域内にある小規 模保育事業所B型にあつては, 保育士又は当該認定地方公共団体の区域に 係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。) による支援を受けるこ とができる体制を確保しなければならない。</u>	(職員) 第32条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては, 当該小規模保育事業所 B型に勤務する<u>保健師, 看護師又は准看護師</u>を, 1人に限り, 保育士とみ なすことができる。

改正後	改正前
<u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （利用定員） 第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 （職員） 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第48条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内	（利用定員） 第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 （職員） 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第48条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内

改 正 後	改 正 前
保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」とする。 附 則 1～3 略 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であつ	保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、<u>同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」</u>とする。 附 則 1～3 略 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第

改 正 後	改 正 前
て、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5及び6 略 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8及び9 略 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあるは、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される<u>保育士の数</u>の3分の2以上置かなければならない。	4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5及び6 略 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8及び9 略 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>保育士の数</u>(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

(総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年総社市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動項号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項号(以下「削除項」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後

の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節及び第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条～第53条） 第4章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）略 （6）<u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 （7）<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 （8）略 （9）略 （10）略 （11）略 （12）略 （13）<u>教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 （14）<u>満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 （15）<u>保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 （16）略	目次 第1章及び第2章 略 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節及び第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条） 第4章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）略 （6）<u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 （7）略 （8）略 （9）略 （10）略 （11）略 （12）略

改 正 後	改 正 前
<u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> 略 <u>(19)</u> 略 <u>(20)</u> 略 <u>(21)</u> 略 <u>(22)</u> 略 <u>(23)</u> 略 <u>(24)</u> 略 <u>(25)</u> 略 <u>(26)</u> 略 <u>(27)</u> 略 <u>(28)</u> 略 <u>(29)</u> 略 <u>(30)</u> 略 <u>(31)</u> 略 第5条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就	<u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 <u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> 略 <u>(19)</u> 略 <u>(20)</u> 略 <u>(21)</u> 略 <u>(22)</u> 略 <u>(23)</u> 略 <u>(24)</u> 略 <u>(25)</u> 略 <u>(26)</u> 略 <u>(27)</u> 略 第5条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小

改 正 後	改 正 前
学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 ３ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第２号又は第３号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４ 前２項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 ５ 略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第８条 略 ２ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第９条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・	学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第１９条第１項第１号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第１９条第１項第１号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 ３ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第１９条第１項第２号又は第３号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第１９条第１項第２号又は第３号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４ 前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 ５ 略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第８条 略 ２ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第１９条第１項第２号又は第３号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第９条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・

改正後	改正前
保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無，教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分，教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第10条 特定教育・保育施設は，教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は，当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は，教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし，緊急その他やむを得ない理由がある場合には，<u>この限りでない</u>。 （<u>特定教育・保育の提供の記録</u>） 第13条 略 （利用者負担額等の受領） 第14条 略 2及び3 略 4 特定教育・保育施設は，前3項の支払を受ける額のほか，特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち，次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）及び（2）略 （3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち，その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）<u>教育認定子ども</u> 77，101円	保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては，子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって，教育・保育給付認定の有無，教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条<u>第1項</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分，教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第10条 特定教育・保育施設は，教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は，当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は，教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし，緊急その他やむを得ない理由がある場合には，<u>この限りではない</u>。 （<u>教育・保育の提供の記録</u>） 第13条 略 （利用者負担額等の受領） 第14条 略 2及び3 略 4 特定教育・保育施設は，前3項の支払を受ける額のほか，特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち，次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）及び（2）略 （3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち，その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当す

改 正 後	改 正 前
(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下<u>このイ</u>において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 （イ） <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 （4）及び（5）略 5及び6 略 （特定教育・保育の取扱方針） 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1）略 （2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第	<u>る教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 （イ） <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 （4）及び（5）略 5及び6 略 （特定教育・保育の取扱方針） 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1）略 （2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第

改 正 後	改 正 前
25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針 2 略 (運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日 (5)及び(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第7条第2項に規定する<u>選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法</u>を含む。) (8)～(11) 略 (<u>利用定員</u>の遵守) 第23条 略 (<u>掲示等</u>) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。 (虐待等の禁止)	25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針 2 略 (運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日 (5)及び(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第7条第2項<u>及び第3項</u>に規定する選考方法を含む。) (8)～(11) 略 (<u>定員</u>の遵守) 第23条 略 (<u>掲示</u>) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (虐待等の禁止)

改 正 後	改 正 前
第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が、<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数</u>が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用保育を受け	第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が、<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>本章</u>（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係</u>

改 正 後	改 正 前
る者を除く。）」と、同号イ（イ）中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が、<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>教育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定	<u>る利用定員の総数</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が、<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・</u>

改正後	改正前
める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第43条第3項において同じ。</u>）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	<u>保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない</u>

改 正 後	改 正 前
2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 （1）家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 （2）事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条 略 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども	<u>小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

改 正 後	改 正 前
<u>ものの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> <u>4</u> 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 <u>5</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第41条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援	3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>前項の選考方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第41条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に

改 正 後	改 正 前
(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者 <u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)</u>により特定地域型保育 <u>(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる</u>小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて<u>教育・保育</u>を提供すること。 2～6 略 7 前項第2号により同項の規定を適用する場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) <u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9 居宅訪問型保育事業を行う者は、総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</u>	関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。</u>)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて<u>教育及び保育</u>を提供すること。 2～6 略 7 前項第2号により同項の規定を適用する場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>8 居宅訪問型保育事業を行う者は、総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年総社市条例第26号)第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りで</u>

改正後	改正前
<u>10</u> 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において、「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項</u>第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 （利用者負担額等の受領） 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2及び3 略 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）日用品、文房具その他の<u>特定地域型保育</u>に必要な物品 （2）～（4）略 5及び6 略 （特定地域型保育の取扱方針） 第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（6）略 （7）特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当	ない。 <u>9</u> 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において、「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項</u>第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 （利用者負担額等の受領） 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2及び3 略 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）日用品、文房具その他の<u>特定教育・保育</u>に必要な物品 （2）～（4）略 5及び6 略 （特定地域型保育の取扱方針） 第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（6）略 （7）特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当

改 正 後	改 正 前
たつての留意事項（第４０条第２項及び第３項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。） （８）～（１１）略 （勤務体制の確保等） 第４８条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ 略 （利用定員の遵守） 第４９条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第４６条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （記録の整備） 第５０条 略 ２ 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）～（５）略 （準用） 第５１条 第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。）、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１２条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。）について」と、第１５条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及	たつての留意事項（第４０条第２項に規定する<u>選考方法</u>を含む。） （８）～（１１）略 （勤務体制の確保等） 第４８条 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ 略 （定員の遵守） 第４９条 特定地域型保育事業者は、利用定員<u>の定員</u>を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第３４条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （記録の整備） 第５０条 略 ２ 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）～（５）略 （準用） 第５１条 第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。）、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１２条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）について」と、第１３条の見出し中「教育・保育」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第１５条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型</u>

改 正 後	改 正 前
び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である<u>特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号</u>，学校教育法第1条に規定する幼稚園である<u>特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上</u>保育認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には<u>特例地域型保育給付費</u>（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第38条第3項</u>，<u>第40条第3項</u>及び<u>第41条第2項</u>を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。），第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。<u>第53条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る	<u>保育給付費</u>」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には<u>特別地域型保育給付費</u>（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。），第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子</u>

改 正 後	改 正 前
法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第44条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。 <u>第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育</u>	どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第44条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。

改 正 後	改 正 前
<u>給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 38 条第 2 項、第 40 条第 2 項及び第 41 条第 2 項を除き、第 51 条において準用する第 9 条から第 15 条まで（第 11 条及び第 14 条を除く。）、第 18 条から第 20 条まで及び第 24 条から第 34 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 40 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 44 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 14 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。</u> （特定利用地域型保育の基準） 第 53 条 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>（<u>第 52 条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。</u>）の総数が、第 38 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えない	（特定利用地域型保育の基準） 第 53 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる<u>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別

改 正 後	改 正 前
いものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 第4章 雑則 （電磁的記録等） 第54条 特定教育・保育施設等は、記録，作成，保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・	利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。</u>）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 第4章 雑則 （電磁的記録等） 第54条 特定教育・保育施設等は、記録，作成，保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下<u>この条</u>において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下<u>この条</u>において同じ。）により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・

改 正 後	改 正 前
保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～5 略 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、同項第1号及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の規定により記載事項を提供しよう」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定により同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。	保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下<u>この条において</u>「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下<u>この条において</u>同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下<u>この条において</u>「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～5 略 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下<u>この条において</u>「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、同項第1号及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の規定により記載事項を提供しよう」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定により同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年総社市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 <u>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、この条例による改正後の総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。</u>この場合において、この条例による改正前の総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改 正 後	改 正 前
<u>を有する。</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。